

群馬県立高崎東高等学校 部活動方針

令和 7 年 4 月一部改訂

1 本校部活動の目的

本校の部活動は、学校教育活動の一環として、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものとし、スポーツや文化に親しみ、本校の教育目標にある自ら考え正しく判断できる資質や能力を育てると同時に、思いやりや責任感を育成し、高い目標に向かって粘り強く挑戦を続けられるたくましさや社会連帯の意識の高揚を図ることを目的とする。

2 部活動

(1) 本年度設置する部活動について

運動部 11 部、文化部 7 部を設け、それぞれ顧問教師 1 名以上、生徒に部長、副部長各 1 名をおく。

【運動部】

野球部、サッカー部、テニス部（男子）、テニス部（女子）、ソフトボール部（女子）、バスケットボール部（男子）、バスケットボール部（女子）、バレーボール部（男子）、新体操部（女子）、剣道部（男女）、ハンドボール部（男女）

【文化部】

吹奏楽部、合唱部、演劇部、J R C 部、茶道部、華道部、漫画研究部

(2) 活動日及び活動時間について

① 週当たりの休養日の設定

- ・ 週 1 日以上休養日を設定することを原則とする。

（詳細は各部活動ごとの活動計画による）

※大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。

② 長期休業中の休養日の設定

- ・ 学期中の休養日の設定に準ずる。
- ・ 生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。（詳細は各部毎の活動計画による）

③ 活動時間

- ・ 合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、平日は原則 2 時間程度で活動を終える。
- ・ 学校の休業日は、原則 3 時間程度で活動を終える。

（試合等により終日の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮し休憩時間を適切に取る。）

④ 朝練習

- ・ 放課後の練習時間が十分に取れる場合は、原則として行わない。
- ・ ただし、朝練習を行う場合は、以下のとおりとする。

活動時間 7 : 0 0 ~ 8 : 1 5 の中で適切に行う。

⑤ 定期考査前および定期考査中

- ・ 定期考査 1 週間前（土日も含む）の部活動は原則として行わない。
- ・ 直後に公式試合等がある場合等は、校長の許可を得て行うこととする。

上記①から⑤を本校の部活動の基本活動日・活動時間とするが、活動の特質上、または時期等により、これにそぐわない活動が必要となる場合は、校長の許可を得て、生徒保護者への説明を十分に行う。

3 経費（部費）

（１）活動に当たる経費は、生徒会費の中から生徒総会で承認を得た額を補助する。

（２）各部において部費を徴収する場合は次の各項目に従う。

①年間数回にわたって部費を徴収し、支払いが複数回にわたる場合

- ・通帳・出納簿を作成する。
- ・会計管理は必ず複数の顧問で行う。
- ・年度末に決算書を作成し、管理職に確認の上、保護者に報告を行う。

②合宿等でお金を徴収する場合

- ・保護者にある程度の内訳を示し、同意を得た後に徴収を行う。
- ・収支確認を複数の顧問で行う。
- ・生徒と保護者に会計報告を行う。

③その他

- ・個人所有となる物品の販売については、なるべく業者から振込先を明示した個人あての請求書を発行してもらい、各自でお金を振込む方法をとるようにする。

4 部活動への入部・退部

（１）入部について

担任から入部届を受け取り、必要な以下の手順を踏んで顧問に提出する。

①2、3年生が部活動への加入を希望する場合は、以下の手順による。

- ・担任から入部届の用紙を受け取る。
- ・必要事項を記入し、保護者の承諾印をもらう。
- ・担任に入部届を提出し、承諾印をもらう。
- ・保護者印の押印された入部届を、生徒が部活動顧問に提出する。

②1年生が年度初めに部活動への加入を希望する場合は、以下の手順による。

- ・各自ホームページやclassroomによる動画紹介、生徒会誌「轍」等を見ておく。
- ・担任から入部届の用紙を受け取る。
- ・必要事項を記入し、保護者の承諾印をもらう。
- ・担任に入部届を提出し、承諾印をもらう。
- ・保護者印の押印された入部届を、生徒が部活動顧問に提出する。

（２）退部について

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と相談した後、顧問から退部届の用紙を受け取り、保護者に承諾印をもらい、顧問に提出する。

5 参加する大会等の精選

高等学校体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されているが、顧問は、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

6 部活動運営

（１）安全管理について

部員の安全意識を高める指導を日常的に行うとともに、各部が使用する施設や備品の点検を怠らない。また、部顧問同士で、活動状況や指導体制等の情報交換を密にし、全顧問が連携し補い合う気持ちを持って安全な部活動運営を徹底する。

(2) 熱中症事故の防止等について

- ①気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動計画を作成すること。
- ②校舎内外を問わず、体育教官室にあるWBGT計を活用して計測し、指数が31℃以上で危険のレベルに達した場合は、活動の中止や延期、見直し等柔軟に対応を検討すること。
なお、厳重警戒の段階であっても、適切な対応をすること。
- ③気象庁が発表する予報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等について、前もって生徒に情報を伝えたり、直近のWBGT指数値を示す等、生徒との情報共有に努めること。
- ④活動前、活動中、終了後にこまめに水分・塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒の健康観察を徹底すること。
- ⑤熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、氷袋による体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施すること。
- ⑥学校の管理下における熱中症事故は、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中においても発生しており、また、体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることに留意すること。

(3) 外部指導者について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、外部指導者の活用を検討する。

ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて検討する。

(4) 今後の部活動運営について

①部顧問会議について

運動部、文化部それぞれにおいて、必要に応じて部顧問会議を開催し、活動状況を報告し意見交換を行うなどして、より適切な活動ができるように検討、改善を進めていく。

②部活動検討委員会について

適切に部活動を実施するため、学校職員、保護者、地域スポーツ関係者、地域文化関係者、地域医療関係者等で組織する部活動検討委員会を設置する。設置に当たっては、学校評議会などを活用する。

委員会において、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会を設ける。